

# 東日本区ヤングメンバーに対する区費補助制度規則

## 第1条 目的

この区費補助制度は、東日本区のクラブへのヤングメンバーの入会、定着、育成を奨励することを目的とする。2013年4月13－14日開催の第3回役員会に提案、承認された第11号議案に基づき制定する。

## 第2条 ヤングメンバーの定義

第1項 この規則におけるヤングメンバーとは、満25歳以下(以下、A会員という)及び満26歳以上39歳以下(以下、B会員という)の会員をいい、既存会員、新入会員を問わない。

第2項 クラブ担当主事は、本制度の対象外とする。

## 第3条 区補助額及び区費

東日本区定款施行細則第3条第1項に定めるクラブが負担する区費に対し、ヤングメンバーについては次のとおり区が補助をする。

第1項 A会員:半期3, 750円

第2項 B会員:半期3, 500円

第3項 クラブが区費を納入するときは、補助額を相殺した額を納入する。

第4項 本制度の適用会員が早期退会した場合でも、クラブは補助金の返済義務を負わない。

## 第4条 満年齢算定時点

ヤングメンバーの満年齢算定時点は、半年報に合わせて前期は7月1日現在、後期は1月1日現在とする。

## 第5条 補助金の申請

第1項 補助金の申請は、クラブ会長から、会員増強事業主任(以下、EMC事業主任という)を通して区に申請する。

第2項 申請にあたっては、別途提示する様式(EMC事業主任作成)に基づき半年報に添付して申請する。

第3項 申請の締切日は、半年報の提出日と同日とする。

## 第6条 期間

期間は、2013-2014年後期半年報から2015－2016年後期半年報まで、実施する。

## 第7条 評価

EMC事業主任は、本制度について2015－2016年度後期の時点で運用実績を評価し、必要な場合は、改廃を含めた見直し案を作成し、役員会に議案として提出する。

## 第8条 改廃

この規則は、東日本区役員会の承認を得ることにより改訂または廃止することが出来る。

## 第9条 付則

この規則は、2014年1月1日から施行する。